

平成 26 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証第二部)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

課徴金納付命令決定の取消訴訟の提起について

当社は、本日平成 26 年 9 月 26 日付で東京地方裁判所に、課徴金納付命令決定の取消訴訟（以下「本取消訴訟」といいます。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

- ・金融庁長官が原告に対し平成 26 年 8 月 28 日付けでした課徴金（3 億 9,969 万円）の納付を命じる決定（平成 24 年度(判)第 41 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判官らから提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定によりなされた決定）を取り消す
- ・訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求めるもの。

2. 訴訟を提起した理由

- (1) 本年 8 月 29 日付け「金融庁による課徴金納付命令の決定について」でお知らせしておりましたとおり、当社が平成 21 年 3 月期に行った風力発電機の販売斡旋取引をめぐるのは、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われてきましたが、その結果、平成 26 年 8 月 28 日付にて、金融庁より、納付すべき課徴金の額を 3 億 9,969 万円、納付期限を平成 26 年 10 月 29 日とする旨の決定（以下「本件課徴金納付命令決定」といいます。）がなされております。
- (2) 本件課徴金納付命令決定は、当社が平成 21 年 3 月期に「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上計上」をしたという認定に基づいております。当社は、対象とされている販売斡旋取引について、風力発電機メーカーに対し、販売斡旋契約に基づき、販売斡旋の役務を実際に提供し、その対価として販売斡旋手数料の支払いを受けているものですから、「実態のない取引」ではないことは明らかであると考えており、審判手続においても、問題とされた販売斡旋取引には実態があることを十分に主張立証してまいりましたが、結果として金融庁による本件課徴金納付命令決定に至ることとなり、当社としては極めて遺憾であります。

当社といたしましては、審判手続における立証結果等を踏まえても、本件課徴金納付命令決定がその認定事実及び理由に事実誤認や判断の誤りがある違法な行政処分であって、これを承服することはできませんので、裁判所に対して本取消訴訟を提起し、司法の場において公正な判断を求める

ものです。

3. 訴訟の提起をした裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 26 年 9 月 26 日

4. 訴訟を提起した者（原告）
日本風力開発株式会社
東京都港区西新橋一丁目 1 番 15 号
代表取締役 塚脇 正幸

5. 本訴訟の相手方（被告）
訴訟の相手 国
東京都千代田区霞ヶ関一丁目 1 番 1 号
上記代表者法務大臣 松島 みどり
処分行政庁 金融庁長官 細溝 清史

6. 今後の見通し
本取消訴訟及びこれによる当社の業績に与える影響は、今後の進展状況に応じて必要な情報を開示する予定であります。

以 上